

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年9月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第4号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅客運賃の額)	(旅客運賃の額)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項に定める旅客運賃は、京都市域共通回数券で支払うことができるものとする。	3 第1項に定める旅客運賃は、京都市域共通回数券又は京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券で支払うことができるものとする。
4から6まで (略)	4から6まで (略)
7 京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証又は本市の発行する福祉乗車証を所持する者の旅客運賃は、無料とする。	7 京都市敬老乗車証条例第2条に規定する第1種敬老乗車証又は本市の発行する福祉乗車証を所持する者の旅客運賃は、無料とする。
8 (略)	8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)